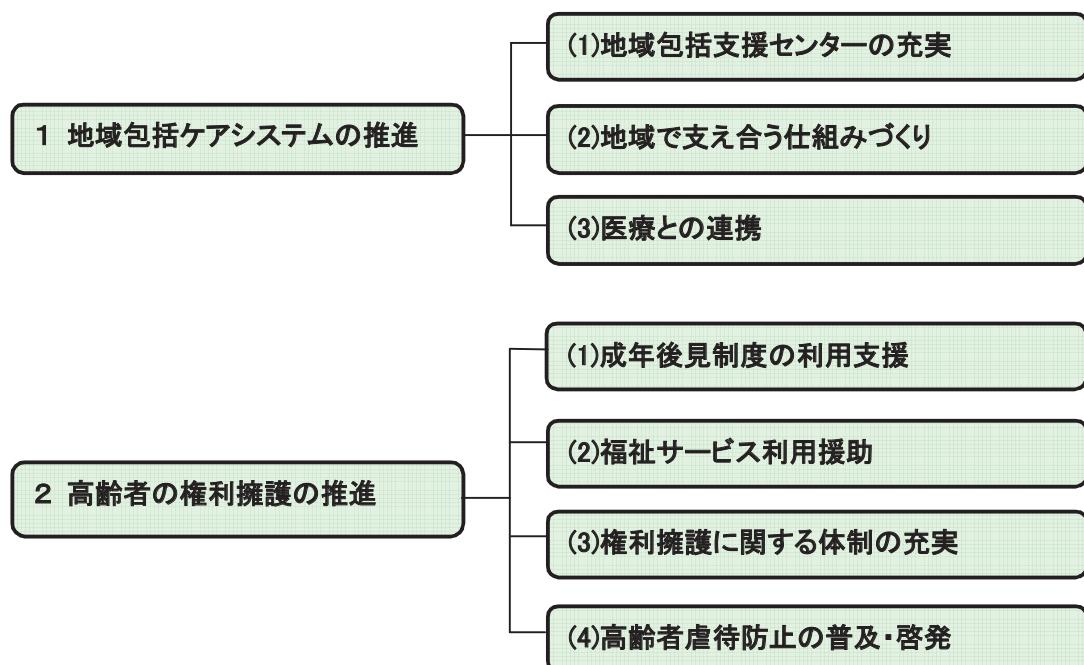


## 第3章 高齢者を支える地域ネットワークづくり

高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されるように、様々なサービスの地域連携体制づくりを進める。

図 2-4 施策の体系



### 1 地域包括ケアシステムの推進

高齢者の状態の変化に応じて、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルなサービス、介護予防など、多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的および継続的に支援する地域包括ケアシステムの推進を図る。

#### (1) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられるように、総合的な相談や支援、介護予防ケアマネジメント、虐待防止に関する相談や権利擁護事業、ケアマネジャーへの支援や地域ネットワークづくりを行っている。

地域包括支援センターが地域の拠点としての更なる機能強化を図るために、職員の資質向上に努めるとともに、地域のワンストップサービス相談窓口\*としての存在を、より一層地域住民に周知していく。

また、高齢化人口の増加や地域の特性に合わせて、地域包括支援センターの体制を充実していく。

## (2) 地域で支え合う仕組みづくり

地域で孤立している人、既存の施策では応えきれないニーズ、複雑な問題をかかえる世帯を見出し、早期の支援につなげるため、市民の地域福祉に関する意識の向上を図るとともに、地域での支え合いの仕組みづくりが必要である。

本市においては、高齢者やその家族をはじめ地域の誰もが気軽に参加し集う、地域住民の自主的活動であるふれあいいきいきサロン活動をはじめ、自治会、NPO・ボランティア団体などによる地域住民の交流活動が行われている。こうした交流の場は、閉じこもり等の防止や介護予防につながるとともに、家族介護者にとってもよりどころとなるものであり、身近な地域における地域住民のつながりや支え合い活動の一層の促進を図る。

また、支援が必要な人の見守り・支援や家族介護者の負担軽減を行うために、市社会福祉協議会と協力しながら、自治会、まちづくり協議会、民生児童委員\*などの市民活動団体、保健・医療・福祉・教育関係者などの協働によるネットワークづくりを推進する（図2-5 参照）。

この、身近なエリアでの近隣支え合いネットワークから本市全域での市民セーフティネットワークの構築を図り、高齢者への包括的および継続的に支援する地域包括ケアシステムを推進する。

## (3) 医療との連携

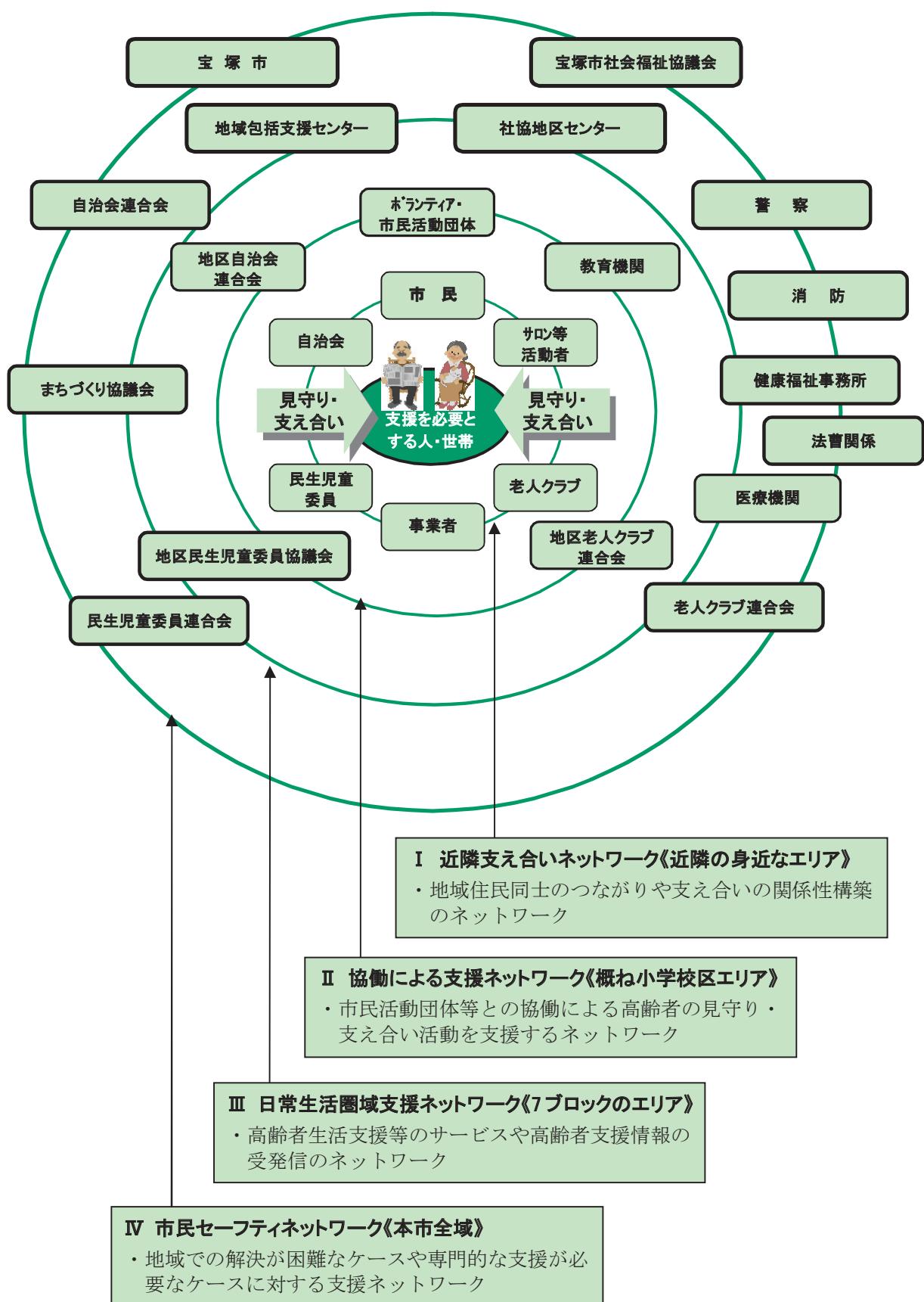
今後、在宅で生活する高齢者の増加が予測され、一般高齢者アンケート調査結果においても、保健・医療・福祉が連携した居宅サービスの確保が望まれている。

そのため、在宅での生活には医療のみならず、心身の状況や生活状況を踏まえた介護サービスを提供していく必要があることから、かかりつけ医と介護サービス事業者間での顔の見える関係づくりを進め、連携を強化していく。

また、高齢者が元気な時から「かかりつけ医」を持ち、健康増進や病気の早期発見に取り組めるよう普及啓発を行っていく。

さらに、今回の制度改正において、地域密着型サービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」が創設された。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、医療ニーズの高い高齢者の支援として短時間で頻回の訪問を医療と介護が連携しながら行われるサービスであり、「複合型サービス」は、医療と介護を包括させた訪問介護・訪問看護等のサービスを提供するものであり、今後その普及・促進に取り組んでいく。

図 2-5 地域の支え合いネットワークのイメージ



## **2 高齢者の権利擁護の推進**

認知症などにより判断能力が低下した場合でも、高齢者の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活継続を支援するため、市民や関係機関との協働により、権利擁護や成年後見制度についての取り組みを推進する。

### **(1)成年後見制度の利用支援**

平成13年度から成年後見制度利用支援事業として、公益社団法人成年後見センターリーガルサポート兵庫支部の司法書士に依頼し、制度の普及・啓発を含めた相談事業を開催するとともに、補助、保佐及び後見開始の審判の申立て（以下、「申立て」という。）が円滑に行われるよう支援しており、今後も継続していく。

また、成年後見制度の利用が必要であっても、親族がいない等の理由で申立てができない場合には、市長が申立てを実施し、また後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ制度の利用が困難な者については、資産や貯蓄等に応じて、報酬の助成を行っていく。

### **(2)福祉サービス利用援助**

地域で暮らす住民の生活を支援するために、市社会福祉協議会において日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）が実施されており、今後もこの制度がより一層地域において利用が進むよう支援していく。

### **(3)権利擁護に関する体制の充実**

高齢者と障がいのある人という垣根を越えて、権利擁護の複合多問題に対し、一元的かつ専門的な支援が行えるように権利擁護支援センターの設置に取り組む。また、より多くの人たちが、住み慣れた地域で自立した生活をしていくために、地域に暮らす市民の方々も成年後見制度を支える担い手になりうるよう、市民後見人\*の養成を検討していく。さらに、市民後見人の活動の場を創出するとともに、持続可能な活動ができるよう市民後見人を支援及び監督できる体制の整備を検討していく。

### **(4)高齢者虐待防止の普及・啓発**

本市では、高齢者虐待の防止や養護者に対する要支援高齢者の権利擁護に資するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置している（図2-6参照）。引き続き、関係団体や関係機関等と連携、協力体制を推進し、高齢者虐待の防止、早期発見及び見守り支援等に資する広報、啓発に努めていく。

図 2-6 宝塚市高齢者虐待防止ネットワーク イメージ

